

平成 27 年 4 月 22 日

日本関税協会 横浜支部長 殿

横浜税関



「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国経済のグローバル化の進展に伴い、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速な通関の要請が強まっております。一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の若年層への浸透やけん銃を使用した凶悪事件が発生しており、深刻な社会問題となっております。このため、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等を図り、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、船舶、乗組員に対する取締り及び輸入貨物に対する検査等について水際取締りを一層強化することとしておりますので、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、皆様には、不正薬物や銃砲等の密輸入情報はもとより、貨物、人、船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸 110 番」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成 27 年 5 月 7 日（木）～平成 27 年 5 月 31 日（日）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
情報提供サイト <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>
(「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい)

フリーダイヤル シロイ クロイ QR コード

密輸 110 番 0120-461-961



メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp